

第2次甲賀市環境基本計画素案

甲 賀 市

はじめに（市長あいさつ）

～ 目 次 ～

第1章 環境基本計画の基本事項.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	3
第2章 環境を取り巻く状況.....	4
1. 国内外の環境の状況.....	4
2. 国や県の環境政策の動向.....	8
3. 甲賀市の環境の状況.....	9
4. 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題.....	17
5. 甲賀市の環境特性.....	24
第3章 目指すべき甲賀市の環境.....	25
1. 目指すべき甲賀市の環境像.....	25
2. 環境像を実現するための基本方針.....	25
第4章 基本方針に基づく取り組み.....	27
第5章 計画を進めるために.....	31
1. 計画推進のしくみ.....	31
2. 計画の進行管理.....	32
用語集.....	33

第 1 章 環境基本計画の基本事項

1. 計画の目的

本市では、平成 21 年（2009 年）に「甲賀市環境基本計画（第 1 次甲賀市環境基本計画）」を策定、また、平成 23 年（2011 年）3 月には「甲賀市地域新エネルギービジョン」を策定し、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、環境を取り巻く状況は近年大きく変化しており、地球温暖化の進行に起因する気候変動、国のエネルギー政策の変化、生物多様性の危機から、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの身近な問題まで複雑化、多様化しており、刻々と変化する社会情勢や環境の状況を踏まえた新たな対策が必要となっています。

このような背景のもと、本市では、「甲賀市環境基本計画（第 1 次甲賀市環境基本計画）」の計画期間が平成 28 年度（2016 年度）で終了することから、「第 2 次甲賀市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の恵まれたすばらしい環境を将来の世代に継承していくため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築くことを目指します。

2. 計画の位置付け

本計画は、甲賀市総合計画の将来像を環境面から実現するための環境施策の最上位計画であり、甲賀市環境基本条例第7条に基づき策定します。

第1次甲賀市環境基本計画では、「甲賀市地域新エネルギービジョン」を別途策定していましたが、近年再生可能エネルギーの必要性がますます高まっていることを踏まえ、新エネルギーの利活用の推進は環境基本計画の大きな柱として長期的に取り組む必要があるため、第2次環境基本計画では、甲賀市新エネルギービジョンを本計画に包括することで、効果的に進行管理を図ります。

また、国の「第四次環境基本計画」及び「第四次滋賀県環境総合計画」等との整合を図るとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画等とも相互に連携を図ります。

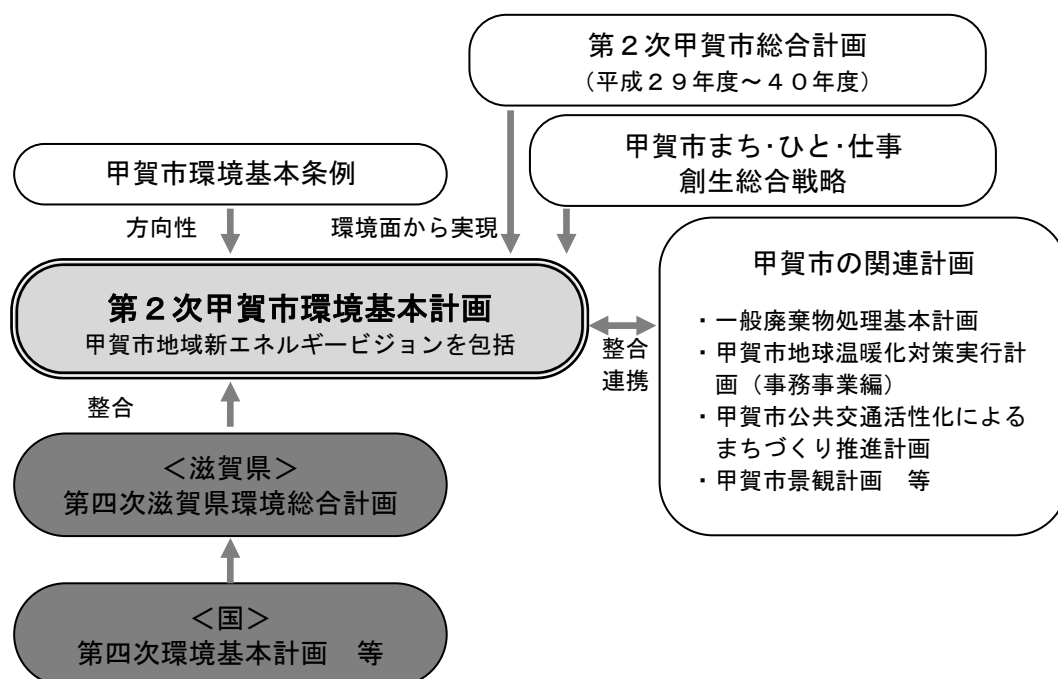
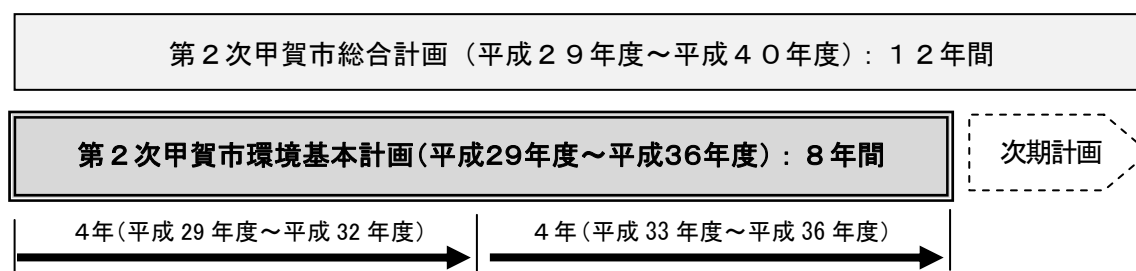


図 本計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）～平成36年度（2024年度）までの8年間とし、環境を取り巻く変化に適切に対応していくため、中間年で見直しを行います。



※中間年で見直し

図 本計画の期間

4. 計画の対象

(1) 対象地域

甲賀市全域を対象とします。ただし、市域を越えた取り組みを必要とする課題は、周辺地域等も含めて対象とします。

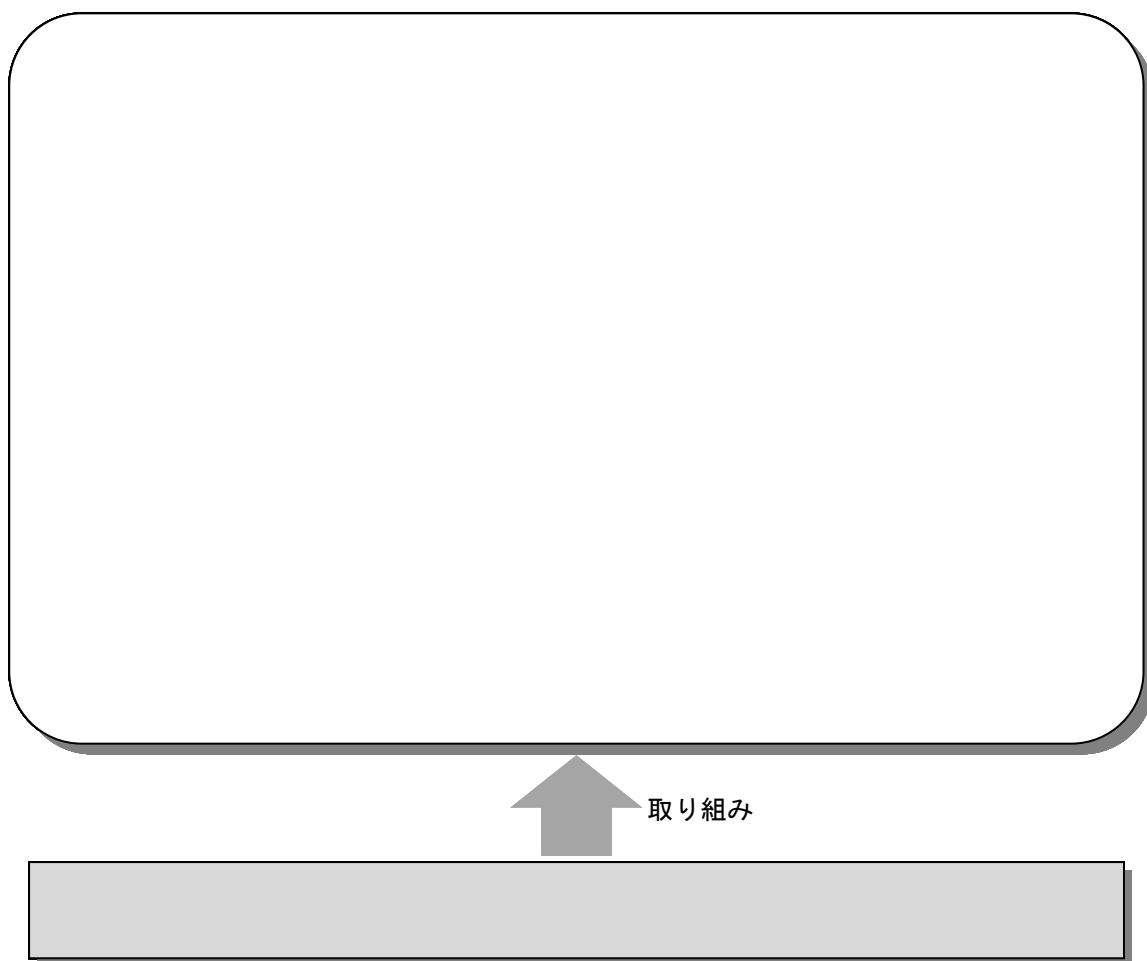
(2) 対象主体

本計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、協働で進めることとします。

(3) 環境の範囲

地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

分野	環境の要素
自然環境	森林、農地、水辺、緑地、生態系、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、光害、景観、ごみ対策 など
地球環境	地球温暖化、新エネルギー、省エネルギー、オゾン層など



第2章 環境を取り巻く状況

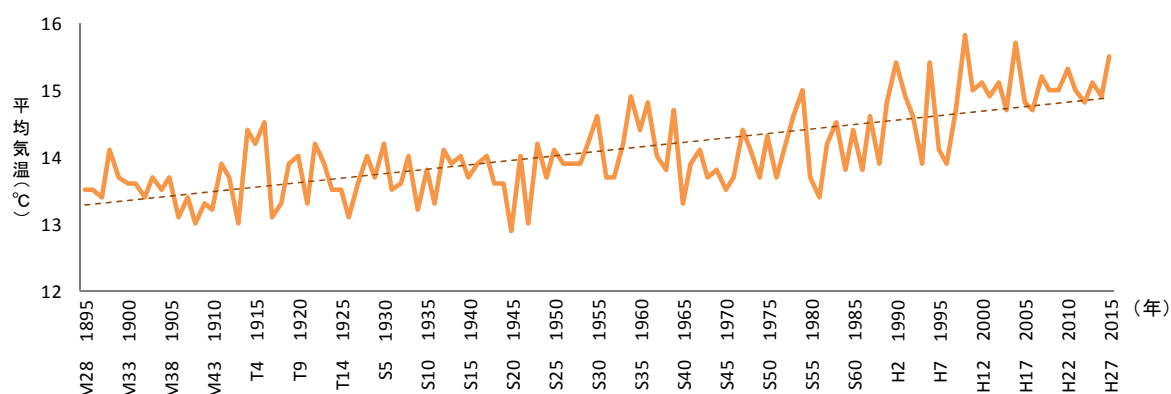
1. 国内外の環境の状況

(1) 地球温暖化の進行

地球温暖化の進行により、我が国でも平均気温は上昇傾向にあり、猛暑日や大雨の発生回数の増加による被害が発生するなど、さまざまな自然災害への懸念が広がっており、私たちの生活を揺るがしかねないリスクとなっています。

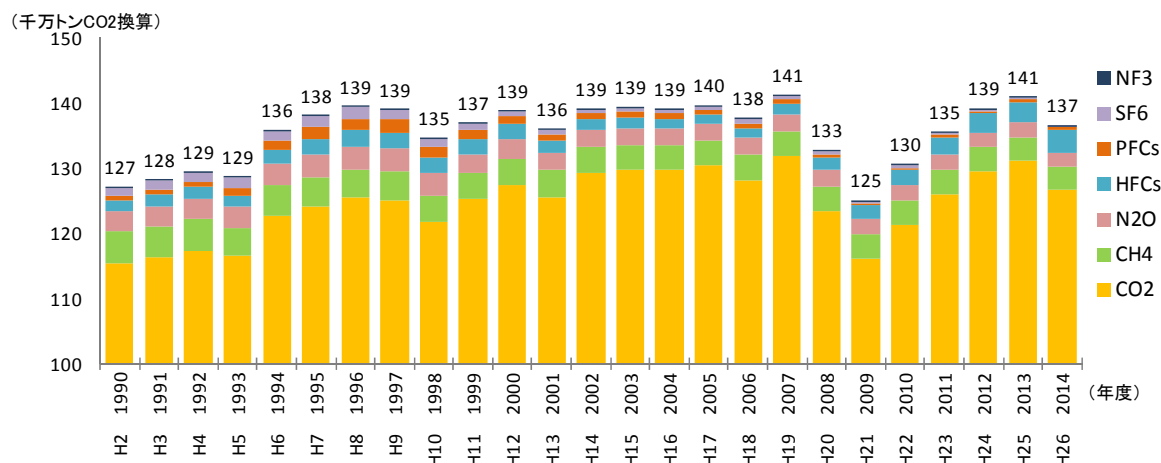
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の抑制に加えて、気候変動の影響に対する「適応」を進めることが必要であることから、平成27年(2015年)12月には、平成32年(2020年)以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑え、さらに「1.5度未満」を目指すことなどを含めた取り組みが定められました。

日本でも、平成42年度(2030年度)には平成25年度(2013年度)比温室効果ガス排出量26%削減の目標設定が示されたことから、その達成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が温室効果ガスの排出を自分ごととして捉え、その削減に向けた取り組みを積極的に行なっていく必要があります。



資料：気象庁

図 彦根地方気象台の平均気温の推移



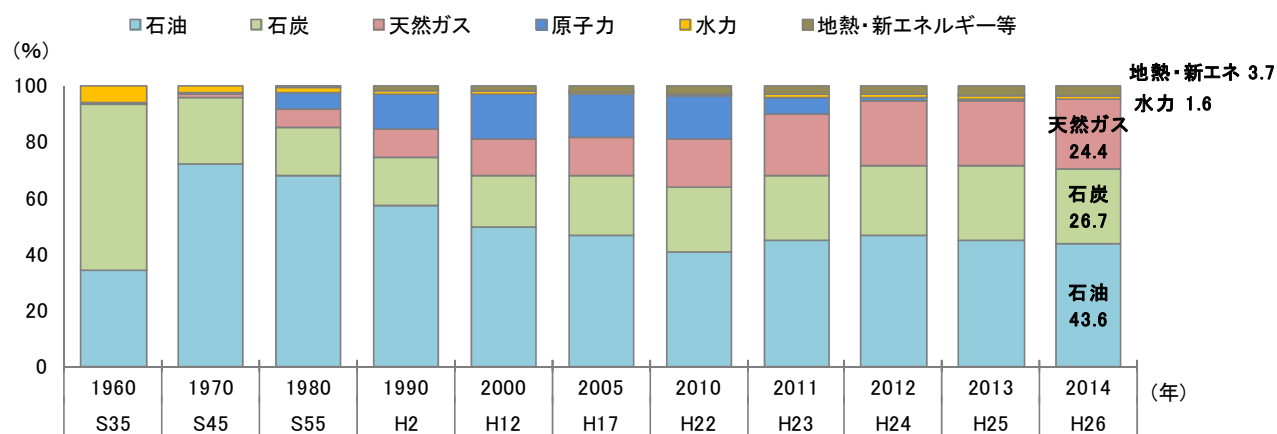
資料：環境省 温室効果ガス排出量

図 我が国の温室効果ガス排出量推移グラフ

(2) 東日本大震災に起因する環境の変化

平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生および福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力発電所の停止により、電力需給ひっ迫の懸念や化石燃料への依存度の高まりによる温室効果ガスの増大、電力・エネルギーへの安全性の確保といった様々な課題が浮き彫りになり、国民のエネルギー問題や環境への意識が変わりつつあります。

安全性、安定供給、経済効率性等の観点から、原発に依存しない新たなエネルギーシステムの構築への早急な対応が求められています。



年	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014
	S35	S45	S55	H2	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
エネルギー自給率(%)	58.1	15.3	12.6	17.1	20.4	19.3	19.9	11.1	6.3	6.1	6.0

資料：資源エネルギー庁「エネルギー白書」

図一我が国のエネルギー国内供給構成及びエネルギー自給率の推移

(3) 循環型社会の構築

経済発展がもたらした今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、ごみ処理や資源利用に伴う様々な問題を増大させています。

平成21年（2009年）6月に制定された「バイオマス活用推進基本法」に基づき、平成22年（2010年）12月に「バイオマス活用推進基本計画」が策定され、バイオマス活用に向けた取り組み体系の整備が進んでいます。

また、平成25年（2013年）5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の廃棄物の量に着目した施策に加え循環の質にも着目し、新たな施策の柱として、リサイクルに比べ取り組みが遅れているごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化等が示されました。

(4) 生物多様性の危機

都市開発、森林や農地の荒廃、外来種の移入、地球規模の気候変動等は生物の生息・生育環境の悪化をもたらし、我が国においても、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しているなど生物多様性は大きな危機に直面しています。

平成22年(2010年)に愛知県内で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」が採択されたことを受け、わが国では、平成24年(2012年)9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。

これにより、愛知目標の達成に向けた国のロードマップを示すとともに、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係をいま一度見つめ直し、今後の自然共生社会の実現に向けた方向性が示されました。

(5) 水循環と雨水利用の推進

平成26年(2014年)5月には、「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、地域の自然的・社会的条件に応じて雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施することに努めるよう、地方公共団体の責務が規定されました。

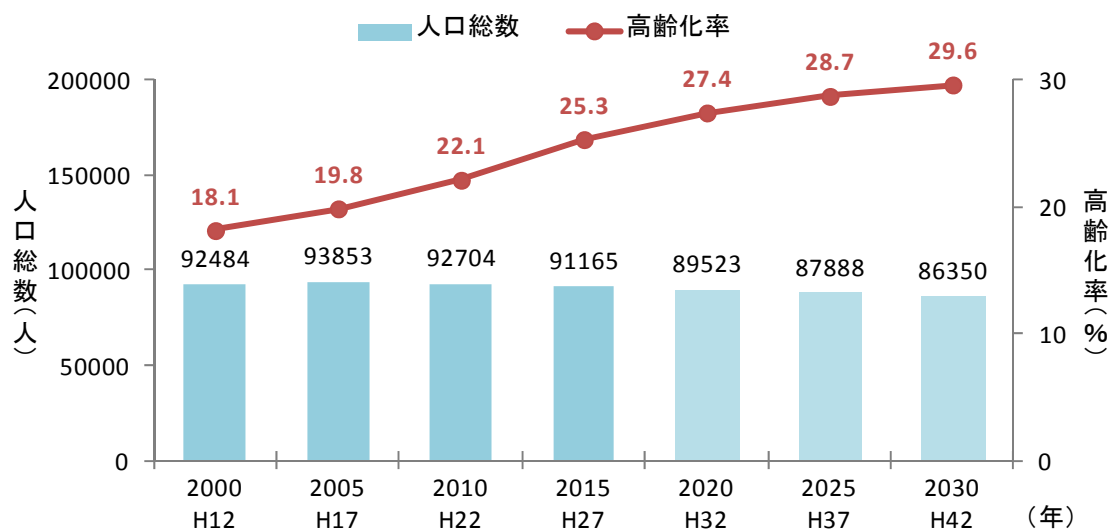
平成26年(2014年)7月に施行された「水循環基本法」に基づき「水循環基本計画」が策定され、水循環に関する施策に関し、地方公共団体の責務が定められました。

また、平成27年(2015年)9月に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」と位置付けられた琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、平成28年(2016年)4月に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められました。琵琶湖と人との共生を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識のもと、これを受けて、県でも「琵琶湖保全再生計画」の策定を進めており、甲賀市でも、水質汚濁の防止や森林の整備・保全等、多様な主体の取り組みや、県や他自治体との連携が求められることになります。

(6) 人口構造の変化への対応

日本全体で人口減少社会に突入しており、甲賀市においても、平成16年(2004年)以降人口は年々減少傾向にあり、平成32年(2020年)には9万人を割り込むと推計されており、高齢化も年々進行することが予想されます。

人口が減少し高齢化が進むことで、単身高齢者世帯の増加に伴うエネルギー使用の増加や農林水産業の担い手の減少による里地里山の荒廃が懸念されるなど、環境保全にも大きな影響を及ぼすと考えられます。



資料：H12～H22 は国勢調査、H27 以降は甲賀市人口ビジョン

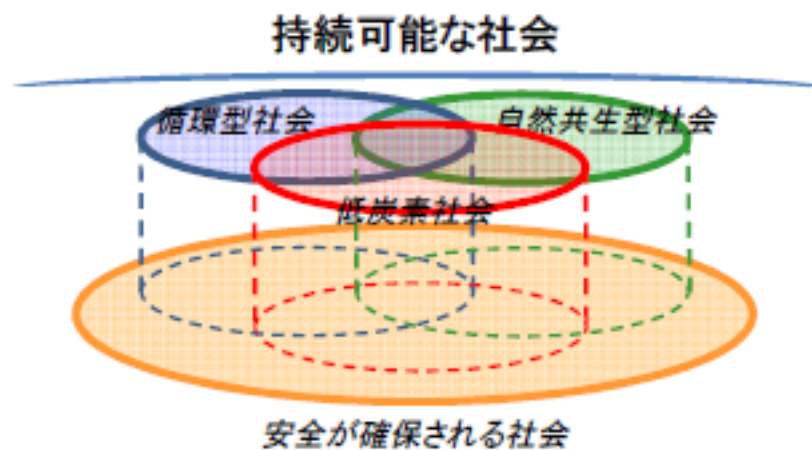
図 甲賀市の人口及び高齢化率の動態と将来予測

2. 国や県の環境政策の動向

(1) 国の動向

平成24年（2012年）4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

また、COP21で採択された「パリ協定」を踏まえ、平成28年（2016年）5月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成42年（2030年）度に2013年度比で温室効果ガス24.0%減とする中期目標に加え、平成62年（2050年）までに80%削減を目指すとの長期目標を新たに掲げ、その目標達成のため、再生可能エネルギーの最大限の導入や安全が確認された原子力発電所の再稼働に加えて、水素エネルギーの活用や石炭・石油から天然ガスへのシフトなどを進めるほか、都市機能を中心部に集め、温暖化ガスの排出量を抑えた環境配慮型の都市づくりを推進することとしています。



出典：第四次環境基本計画

(2) 滋賀県の動向

県では、平成27年（2015年）2月に「第四次滋賀県環境総合計画」を策定し、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」「琵琶湖環境の再生と継承」「低炭素など環境への負荷が少ない安全で快適社会の実現」を基本目標として、取り組みを進めています。

平成28年（2016年）3月には「しがエネルギービジョン」を策定し、新しいエネルギー社会の創造を目指し、省エネルギー・節電の推進、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの効率的な活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発の促進などを進めることとしています。

また、平成28年（2016年）3月に「第三次滋賀県環境学習推進計画」を策定し、環境学習によって主体的に行動できる人材を育成し、これからの持続可能な社会づくりを進めることを目的として、①暮らしと琵琶湖のつながり再生、②低炭素社会づくり、③生物多様性の保全、④循環型社会づくりの4つの分野で重点的に学習推進に取り組み、拠点間のつながりや、学校等と地域のつながりの強化にも取り組むこととしています。

3. 甲賀市の環境の状況

(1) 甲賀市の特徴と課題

① 地勢

甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東部に連なる鈴鹿山脈を背景に、野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がり、市域の7割を占める森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たすなど、豊かな自然資源と自然環境に恵まれたまちです。

一方で、古くから街道が通る近畿圏と中部圏を結ぶ交通の要衝でもあり、現在は新名神高速道路や国道1号を中心に、人や物の広域交流拠点となっています。



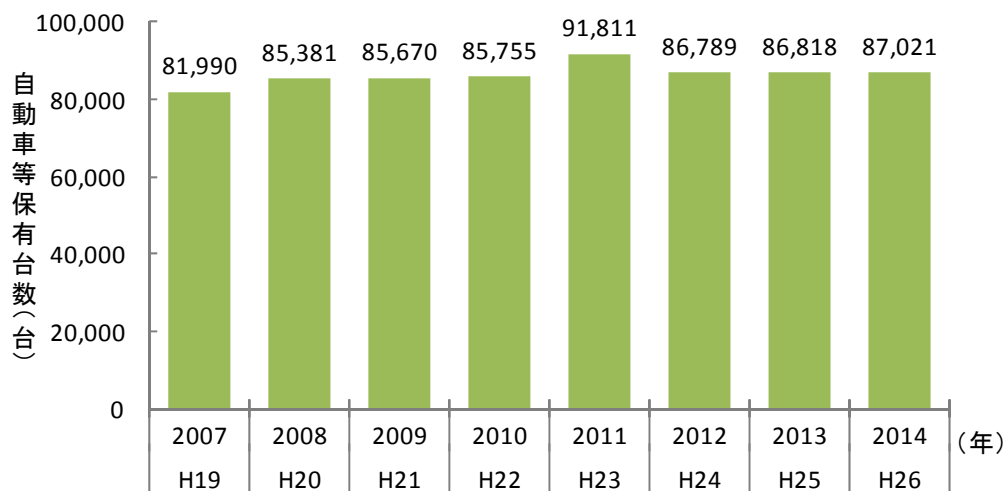
② 自然環境

鈴鹿山脈や信楽山地を背景に、野洲川、杣川、大戸川、ササユリが自生する里山、緑豊かな田園が広がる自然環境は、甲賀市の貴重な財産です。

市内には水の張られた水田、除草されたあぜ、間伐された里山など、人々の暮らしと自然が調和した昔からの環境が残り、地域の自然環境を特徴づける希少な動植物が生息しており、ノアザミ、ノウサギ、フクロウ、カワセミ、チュウサギ、メダカなどは市内一円で比較的に見られますが、市内が全国的に貴重な生息地のひとつとなっているカスミサンショウウオやカワバタモロコは、水環境の変化から見られる場所が限られてきています。また、市の花であり要注目種に指定されているササユリは、自生地が減少しつつあります。

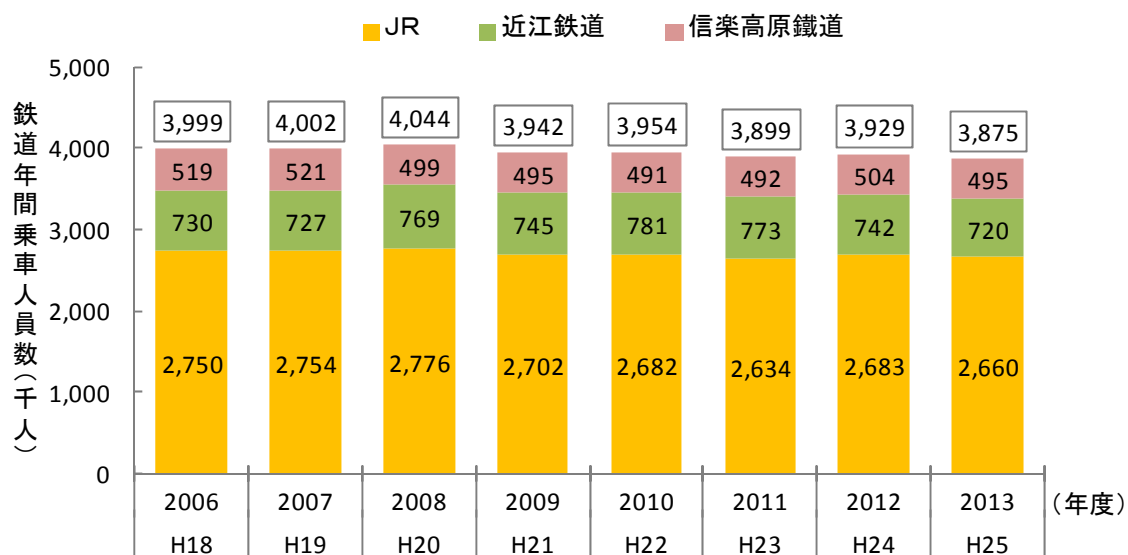
③ 交通の状況

本市における自動車等保有台数は、平成23年（2011年）をピークに減少し、横ばいとなっています。一方、JR草津線、信楽高原鐵道、近江鐵道や帝産湖南交通、コミュニティバス（はーとバス（水口地域）、あいくるバス（土山地域）、ハローサークル（甲賀地域）、ハローライン（甲南地域）、信楽高原バス・コミタク（信楽地域））など市内を巡る公共交通の利用者数は、横ばいから減少傾向となっています。



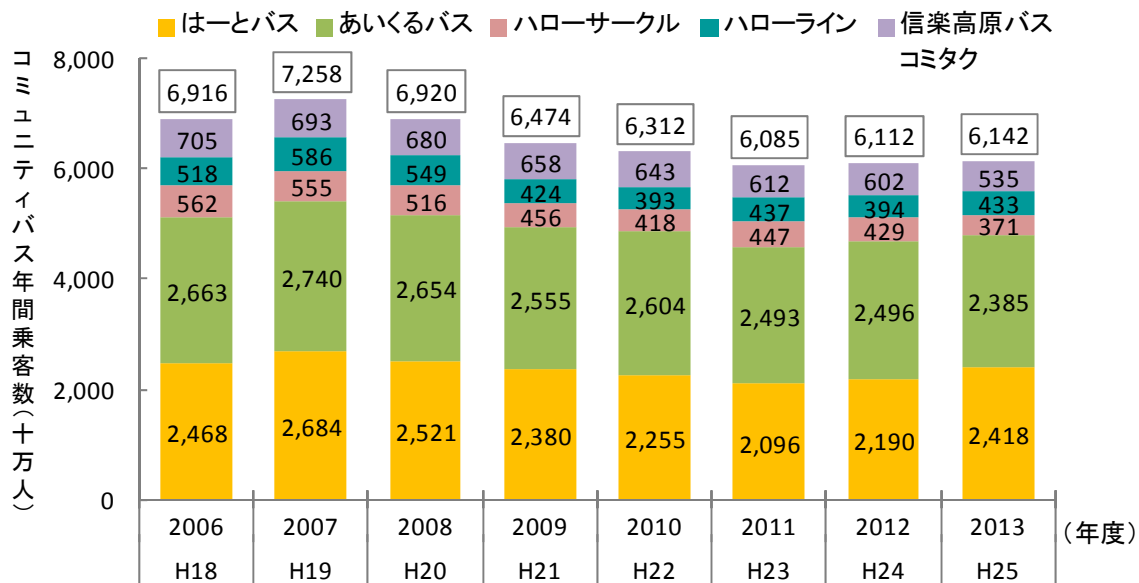
資料：近畿運輸局滋賀運輸支局、甲賀市税務課
※各年3月末現在

図 甲賀市の自動車等保有台数の推移



資料：西日本旅客鐵道株式会社、甲賀市公共交通推進室

図 甲賀市内の鉄道年間乗車人員数の推移



資料：甲賀市公共交通推進室

図 甲賀市内のコミュニティバス年間乗客数の推移

④ 産業の状況

市域の大部分を占める豊かな森林と農地のもと、稲作や茶を中心とした農業や特産品のかんぴょう、ヒノキなどの林業が発展してきましたが、高齢化の進行や後継者不足から遊休農地や管理放棄された森林が増加し、森林や農地がもつ環境保全や災害防止機能が低下し、生態系にも影響が及んでいます。

商業については国道や幹線道路沿いに郊外型大型店舗の立地が進み、中心市街地の商店街は衰退しつつあります。

新名神高速道路や国道1号による交通アクセスの良さを活かし、市内にはものづくり企業をはじめ多くの企業が集積しており、甲賀市の製造品出荷額等は9年連続で滋賀県内1位となるなど、活発な生産活動が行われています。こういった活力を維持しつつ、環境保全への取り組みについても進めていく必要があります。

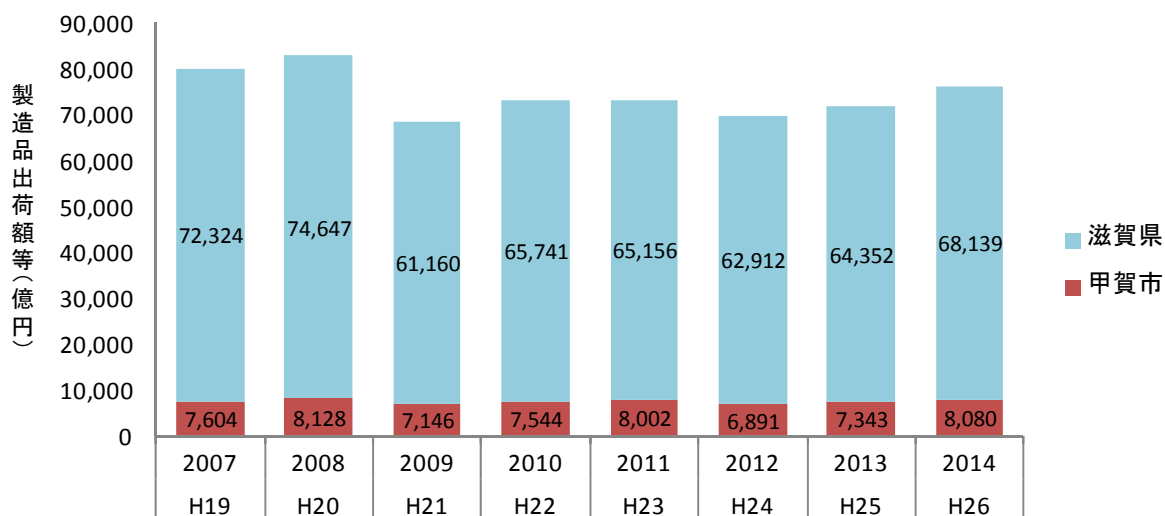
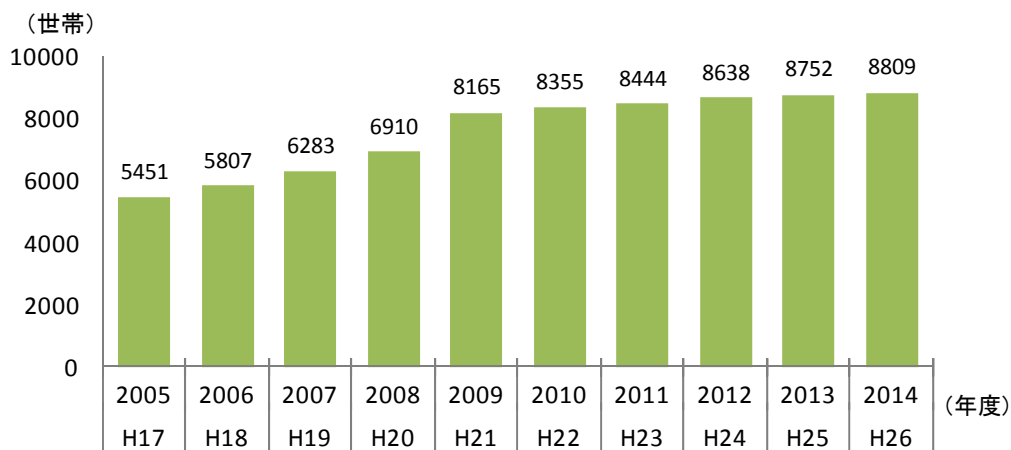


図 甲賀市の製造品出荷額等と県内順位の推移

⑤ 生ごみの堆肥化循環システムの定着

本市では、平成14年（2002年）4月に旧水口町において、モデル事業として生ごみ堆肥化循環システムの取り組みを開始し、平成16年（2004年）10月から全市展開を始めました。

平成26年（2014年）度の参加世帯は、8,809世帯で年々増加しています。



資料：甲賀市の環境概要（平成26年度版）

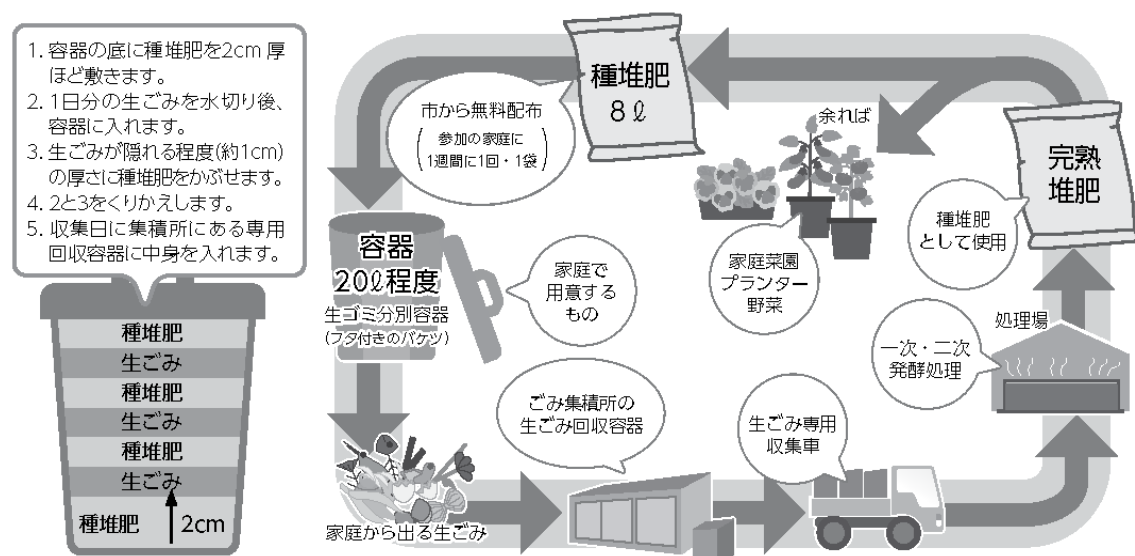
図 生ごみ堆肥化システム参加世帯

生ごみ堆肥化システム

甲賀市では、家庭から発生する生ごみを分別回収することで、可燃ごみを減らす「生ごみを堆肥化システム」に取り組んでいます。

生ごみの中には多くの水分が含まれているため、焼却時に多くのエネルギーを消費します。

生ごみを堆肥化することで、①ごみの減量、②二酸化炭素の発生抑制、③化石燃料の消費抑制 といった効果があり、この取り組みは全国的に注目されています。



⑥ レッドデータブックの作成による自然を守る取り組み

甲賀市では、地域の自然環境の状況を明らかにし、野生生物を保全するため、平成19年（2007年）に、「甲賀市レッドデータブック～守ろう！！甲賀の自然と生き物～」を県下で2番目に作成しました。生き物の生息状況の変化に対応するため、5年毎に更新することから、平成24年（2012年）には、「甲賀市レッドリスト2012」を作成しています。



⑦ 環境関連団体の減少

甲賀市内でも団体や個人により、環境美化や自然保護などの環境保全の取り組みが積極的に行われてきましたが、会員の高齢化や後継者不足から、平成27年度（2015年度）に核となる環境ネットワークが解散し、既存団体の事業も縮小していることから、人材育成や環境意識の高揚に努めていく必要があります。

(2) 市民の環境意識

市民・児童・事業所の環境に関する意識や考えを把握するため、平成28年（2016年）に意識調査を実施しました。

主な結果は次ページ以降に示します。

表一意識調査の実施概要

	市民	児童	事業所
調査対象	市内在住の16歳以上の男女・個人	市内全小学5年生(22校) 市内全中学2年生(6校)	市内に立地する事業所 (甲賀市工業会全会員)
調査標本数	2,000人	—	82社
標本抽出法	層化二段無作為抽出法 (抽出台帳:住民基本台帳)	—	—
調査方法	郵送配布・回収	各学校で実施(授業等)	メール送付、 メールまたはFAX回収
調査時期	平成28年1月25日 ～2月10日	平成28年1月25日 ～2月10日	平成28年1月22日 ～2月10日
有効回答数	785件(39.3%)	1,637件	30件(36.6%)

市民意識調査の概要

近年の環境の変化



(悪くなった点)

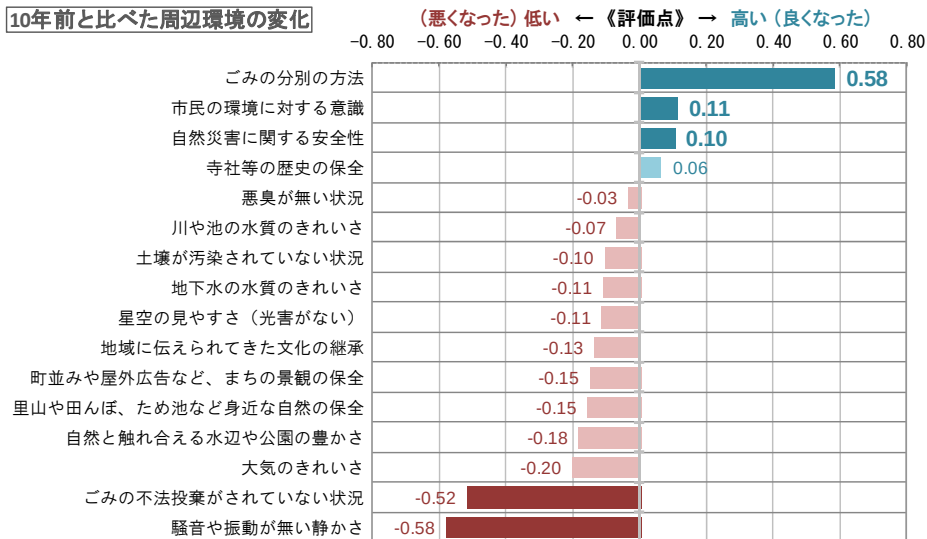
- ・騒音や振動
- ・ごみの不法投棄



(良くなった点)

- ・ごみの分別
- ・市民の環境に対する意識
- ・自然災害への安全性

10年前と比べた周辺環境の変化



※評価点は、「良くなった」=2点、「変わらない」=0点、「悪くなった」=-2点として加重平均を算出したもの

資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

環境に対する満足度



(満足度が低い点)

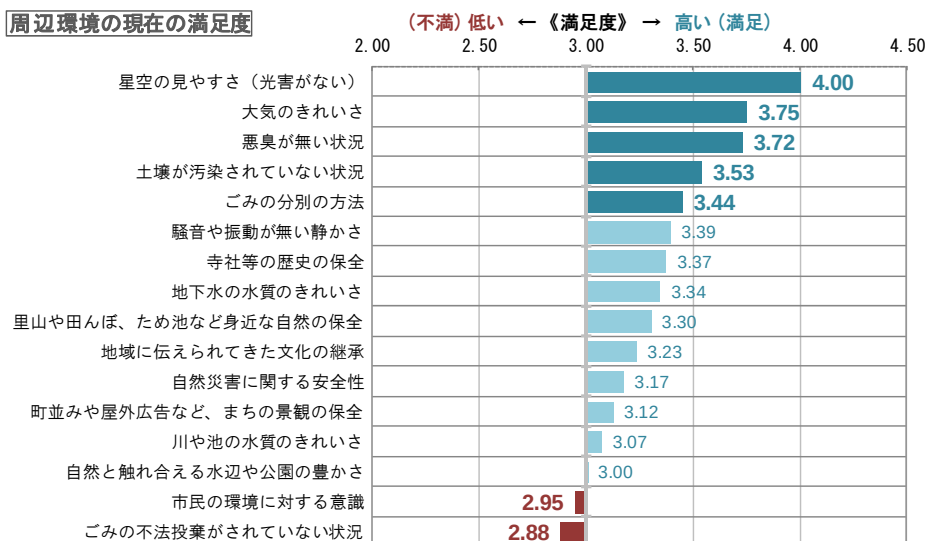
- ・ごみの不法投棄
- ・市民の環境に対する意識
- ・自然と触れあえる環境
- ・水のきれいさ
- ・まちの景観



(満足度が高い点)

- ・星空の見やすさ
- ・大気のきれいさ
- ・悪臭がない
- ・土壌汚染がない
- ・ごみの分別状況

周辺環境の現在の満足度



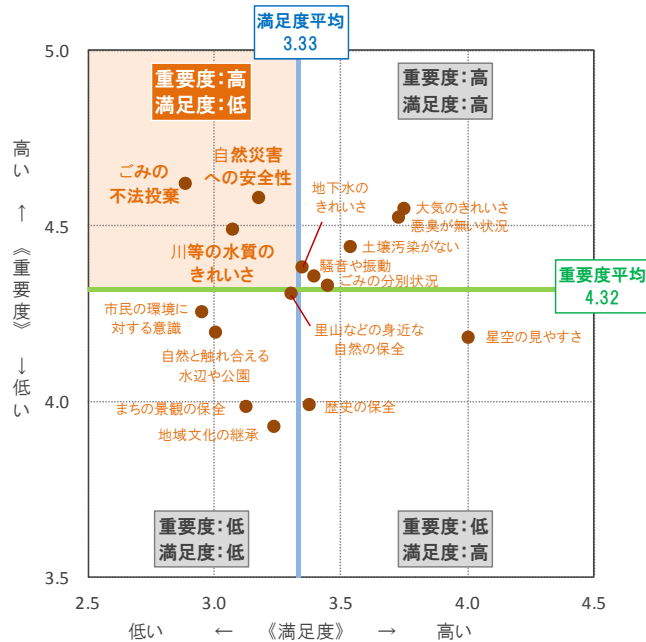
※満足度は、「満足」=5点、「やや満足」=4点、「どちらでもない」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点として加重平均を算出したもの

資料：環境に関する市民意識調査(平成28年実施)

環境に対する市民のニーズ

- ・不法投棄がない環境
- ・市民の環境に対する意識の向上
- ・自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ
- ・川等の水質のきれいさ
- ・自然災害への安全性

周辺環境の現在の満足度・今後の重要度



ごみの不法投棄がされていない状況	14.41
川や池の水質のきれいさ	13.17
市民の環境に対する意識	13.00
自然災害に関する安全性	12.96
自然と触れ合える水辺や公園の豊かさ	12.59
地下水の水質のきれいさ	11.65
里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全	11.64
町並みや屋外広告など、まちの景観の保全	11.48
騒音や振動が無い静かさ	11.38
ごみの分別の方法	11.08
土壌が汚染されていない状況	10.96
地域に伝えられてきた文化の継承	10.88
寺社等の歴史の保全	10.50
悪臭が無い状況	10.30
大気ของきれいさ	10.26
星空の見やすさ(光害がない)	8.38

※ニーズ得点は、『「重要度」×(6-「満足度」)』で算出したもの。

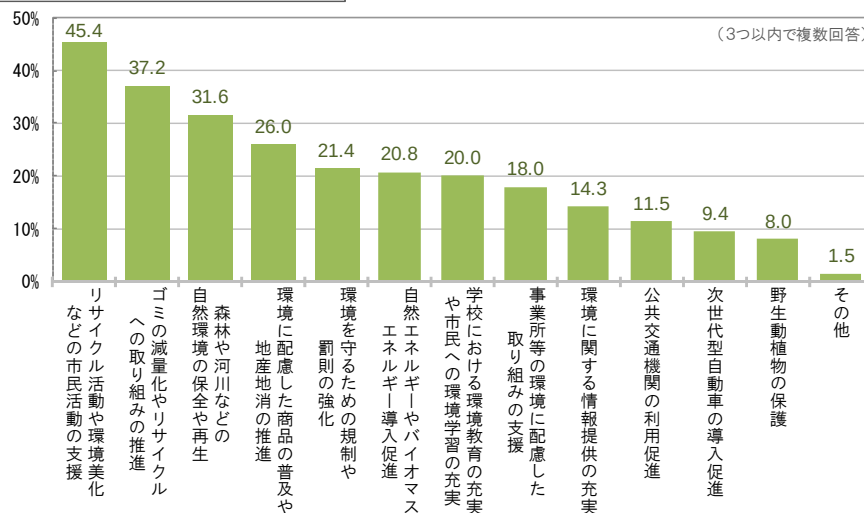
満足度が低く、重要度が高いほど高得点となることから、高い項目ほどニーズが相対的に高いと考えることができる。

資料：環境に関する市民意識調査(平成 28 年実施)

市に取り組んでほしい施策

- ・市民や事業者の環境活動の支援
- ・自然環境の保全や再生
- ・環境を守るための規制や罰則の強化
- ・ゴミ減量化やリサイクル促進
- ・環境配慮商品の普及・地産地消推進
- ・自然エネルギーやバイオマスエネルギーの導入促進

環境保全のために市が取り組むべきこと



資料：環境に関する市民意識調査(平成 28 年実施)

4. 第1次甲賀市環境基本計画の成果・課題

第1次甲賀市環境基本計画では、目指す環境像として掲げた「未来につなぐ美しい甲賀」の実現に向けて、「自然分野」「まちにくらす分野」「資源とごみ分野」と全てに「共通する分野」の4分野に分けてプロジェクトを定め、施策に取り組んで来ました。

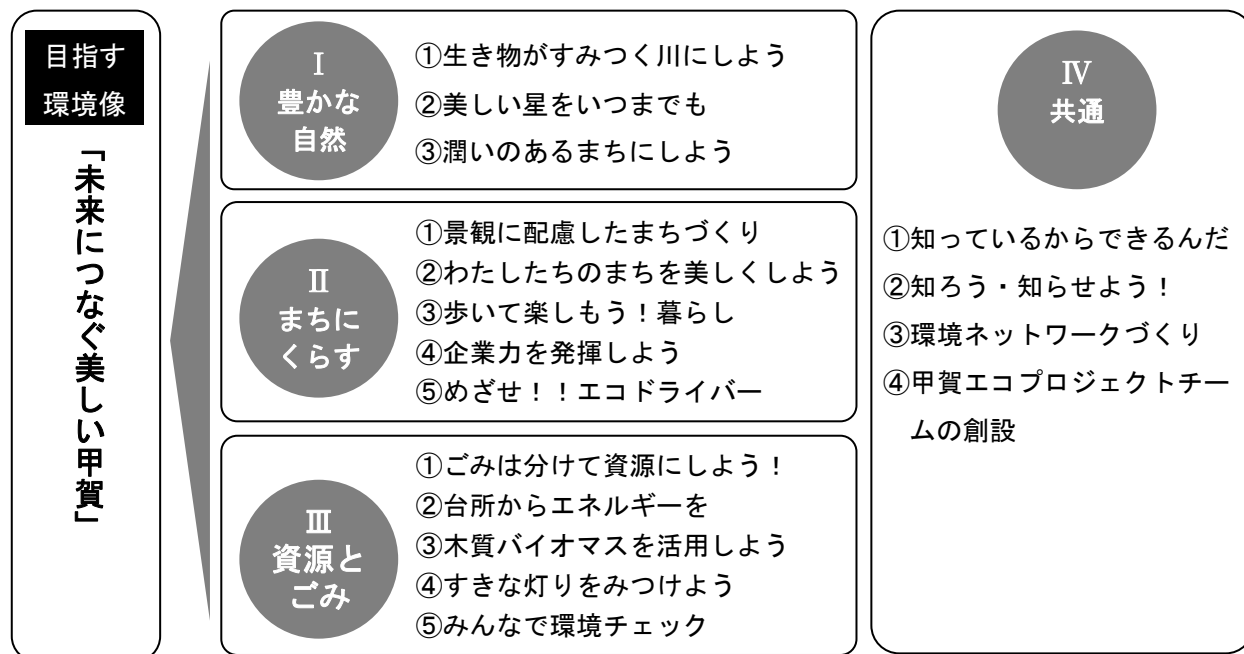


図 第1次甲賀市環境基本計画における環境像と分野

各事業の実施状況等から4つの分野ごとの成果と課題を示します。

I 豊かな自然

「甲賀市レッドリスト」を見直し、生態系の保全に努めるとともに、市民に種苗を配布し、緑のカーテンの普及行いました。今後は、市内に生息する希少種等の生育環境を保全するとともに、自然と共生できる生活環境を整える必要があります。

II まちにくらす

甲賀市景観条例（H24.4）や屋外広告物条例（H27.12）を施行し、景観に配慮したまちづくりを進めており、また、目標には至らなかったもののまち美化活動の登録数は年々増加しており、新規立地企業等への環境保全の締結も進めています。今後は、多様な主体の保全活動への参画を促進するとともに、自動車利用を抑制し、低炭素社会を進める必要があります。

III 資源とごみ

平成21年から廃プラスチック回収を進めており、また、目標には至らなかったものの生ごみ堆肥化参加世帯数は増加傾向にあります。太陽光発電についても個人での導入や企業の参入が進んでいます。今後は木質バイオマスをはじめとする新たな再生可能エネルギーの導入についても進めていく必要があります。

IV 共通

広報紙やホームページでの情報提供を進めるとともに、定期的に環境学習会を行い参加者アンケートによるニーズ把握に努めました。今後は、次代を担う環境人材の育成や環境ネットワークづくりへの支援を進める必要があります。

第1次甲賀市環境基本計画における各年度実績一覧 18

プロジェクト名	共通① 知っているからできるんだ	共通② 知ろう・知らせよう！	共通③ 環境ネットワークづくり	共通④ 甲賀エコプロジェクトチーム(仮称)の創設
目標・効果	市民が、環境の大切さに興味をもち、環境に配慮した生活を送れるようになる。いつ、どこで、どんな講座や研修がおこなわれているかを知り、自分のライフスタイル・生活習慣にあったものを選択し受講できる。企業や団体等がもつ知識や学習のやり方を広く紹介することができ、参加希望者の選択の幅が広がる。不足する分野を補う方法を検討し、講座内容の充実、環境リーダーの更なる育成につなげる。	広報等を通じて環境に関する情報を流すことにより、環境を大切にすることに興味もてる。 また、情報の収集と提供が民間からでもできる仕組みづくりを目指す。	甲賀市における環境活動を行う市民や団体・事業所等と、その活動内容を登録する制度をつくる。相互の情報交換をするとともに、より多くの人にその活動を知ってもらい、一緒に行動できるきっかけづくりや出前講座での協力が可能となる。	「知っている」から「している」に移行させるため、実際に取り組む組織をつくる。 市民・事業所・市の協働ですすめていくため、市民や事業所がそのネットワークを利用して環境に配慮した活動がひろげられるよう実行する。
評価基準及び目標	・環境学習登録件数、開催回数、参加人数。 ・H21年度を基準としH24年度に市内環境学習・講座の参加者数を10%増加。 ・学習・講座区分を決定し、前年度未開催内容の学習機会を設けるよう働きかけ。	・H21年度は年間3回以上の広報掲載 ・H24年度は、広報は隔月、HPは毎月環境情報を掲載 ・H28年度は市民による広報の編集・発行	・環境ネットワーク登録制度をつくる ・環境学習プログラムの作成や整理に向け、情報の収集を行う	・チーム員を20人以上登録する ・プロジェクトがスムーズに実行されることを目標とする。
H21年度	・生活環境課所管学習会参加者数： 1,412人	・広報紙掲載回数：23(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	-	-
H22年度	・生活環境課所管学習会参加者数： 1,469人(H21比+57人+4%)	・広報紙掲載回数：24(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	-	・広報紙にてプロジェクトチーム員を募集 ・応募者少数のため、組織化できず
H23年度	・生活環境課所管学習会参加者数： 1,445人(H21比+33人+2.3%)	・広報紙掲載回数：24(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	・広報紙によるネットワーク登録募集	-
H24年度	・生活環境課所管学習会参加者数： 1,256人(H21比-156人-11%)	・広報紙掲載回数：22(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	-	-
H25年度	・生活環境課所管学習会参加者数： 823人(H21比-589人-42%)	・広報紙掲載回数：23(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	・把握する環境団体へネットワーク登録依頼 ・HPに登録団体情報を掲載	-
H26年度	生活環境課所管学習会参加者数： 1,674人(H21比+262人+19%)	・広報紙掲載回数：24(講座募集記事含む) ・HP随時掲載	-	-
備考	H26年度からニーズや満足度把握のため、参加者アンケートを実施し、ニーズ把握に努めている。	環境啓発や講座について広報掲載しているが、興味が低い市民への啓発が課題。	環境活動団体への聞き取りの結果、高齢化や後継者不足により仲間がほしいとのニーズはあるが、主体性、融通性を束縛されることに懸念を持たれており、現在データベース化しているのみで、今後検討が必要。	チーム員を募集したものの若干名の応募しかなく、組織化には至らず、あり方について検討が必要。
判定				

プロジェクト名	自然① 生き物がすみつく川にしよう	自然② 美しい星をいつまでも	自然③ 潤いのあるまちにしよう
目標・効果	身近にある小川や水路の現状を把握することからはじめ、その役割を見つめなおすために地域での環境学習を開催し、学習を通じて理解を深める。 生き物が少なくなってきた小川や水路の清掃活動を行うことにより、メダカやドジョウ、ホタルがすめる生育環境を整え、生き物がすみつく川の再生を図る。	屋外照明の時間や必要最小限の光を使用するなどの配慮による光害の抑制、また、大気汚染の防止のためのさまざまな取り組みにより、美しい星空を後世に引き継ぐ。同時に、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止を図る。	緑化推進により二酸化炭素吸収量が増加する。緑のカーテンによる日かげ効果や植物への散水で周辺の気温を下げ、エアコンの使用抑制を図る。これらによって地球温暖化の防止にもなる。 市の公共施設で緑のカーテンを育てることで、建物の蓄熱をおさえ、冷房を効率よく行う。 市が率先して取り組むことで市民への波及効果を促し、緑のカーテンに取り組む家庭や事業所が増えれば緑豊かなまちになる。
評価基準及び目標	・除草回数・処分量、生物個体数、下水道普及率、合併浄化槽設置基数、水質基準	・大気基準、低公害車両数、星空観察会参加者数、ライトダウン参加戸数	・緑化面積、普及啓発回数、緑のカーテン取組件数 ・H21 年度に緑のカーテンの効果を確認、その結果に応じ公共施設への設置を進める ・H24 年度には市民が緑のカーテンを育てる
H21 年度	・河川除草回数：124 回 ・市内河川において水質調査（傾向把握・監視）を実施	・大気観測市内 8 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・公共施設において緑のカーテンを実施 ・温度測定・効果の確認 
H22 年度	・河川除草回数：127 回（H21 比 +3 回） ・市内河川において水質調査（傾向把握・監視）を実施	・大気観測市内 8 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・公共施設において緑のカーテンを実施 ・温度測定・効果の確認
H23 年度	・河川除草回数：127 回（H21 比 +3 回） ・市内河川において水質調査（傾向把握・監視）を実施	・大気観測市内 8 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・公共施設において緑のカーテンを実施 ・温度測定・効果の確認
H24 年度	・河川除草回数：125 回（H21 比 +1 回） ・市内河川において水質調査を実施	・大気観測市内 8 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・公共施設において緑のカーテンを実施 ・温度測定・効果の確認
H25 年度	・河川除草回数：126 回（H21 比 2 回） ・市内河川において水質調査を実施	・大気観測市内 7 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・市民への苗の無料配布。作り方説明を実施 ・公共施設において緑のカーテンを実施 ・市内小中学校への雨水タンク設置、苗配布
H26 年度	・河川除草回数：126 回（H21 比 2 回） ・市内河川において水質調査（傾向把握・監視）を実施	・大気観測市内 7 ヶ所実施 いずれも基準値内（含準用）	・市民への種（公共施設で収穫したもの）の配布。庁舎での取り組みと作り方の PR を実施。 ・公共施設において緑のカーテンを実施
備考	甲賀市レッドリストによるレッドリスト種（絶滅種、絶滅危惧類、絶滅危機増大種、要注目種、地域種）の増加（H19：327 H24：406） H26 年度以降、市民団体と協働で河川の水質改善や生態系保全、環境学習の推進に努めている。	大気観測により市内の大気状況を監視している。 また、公用車へのハイブリッドカー等への導入を促進している。	計画年次よりも 1 年遅れたものの、市民への苗や種を配布し、市内で緑のカーテンを普及している。また、次代を担う子供への啓発として小中学校での取り組みを進めている。 水口庁舎の緑のカーテンは生ごみ堆肥化事業の堆肥を使用している。
判定	—	—	

	まち① 景観に配慮したまちづくり	まち② わたしたちのまちを美しくしよう	まち③ 歩いて楽しもう！暮らし
目標・効果	良好な景観資源を保存するとともに、地域特性や市民ニーズを踏まえた良質な景観整備を推進する。歴史的街なみや美しい景観を守り、潤いのあるまちづくりの形成を図る。	ポイ捨てを無くすためには地域環境を清潔にしておくことが大切である。市民が快適な環境で生活をし、良好な環境を将来の子や孫に引き継ぐために、市民、事業者、市が一体となって環境の保全活動に取り組む。	自動車を使わず、公共交通機関を利用したり、自転車や徒歩で移動することにより、CO2の排出を抑える。また、運動不足を解消することで健康増進もはかれる。住んでいるまわりの身近な環境に目をやることで、環境の大切さを再認識し、ポイ捨て防止等のモラルの向上を図る。
評価基準 及び目標	・甲賀市の風景を守り育てる条例に基づく届出件数 ・環境保全協定締結数 ・放置自転車撤去台数	・活動団体数、活動回数、ごみ回収量・まち美化活動の目標値〔年間10団体程度の新規参加（H28年度160団体）〕	・公共交通機関利用者数、歩道整備率、普及啓発回数、マップ作成地域数
H21年度	・風景条例に基づく届出件数：19件 ・環境保全協定締結数：135件 ・放置自転車撤去台数：305台	・まち美化活動登録団体数：42団体 - 活動回数：233回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：647,434人 - SKR：495,460人
H22年度	・風景条例に基づく届け出件数：11件（H21比-8件） ・環境保全協定締結数：143件（H21比+8件） ・放置自転車撤去台数：223台（H21比-82台）	・まち美化活動登録団体数：78団体（H21比+36団体）（前年比+36団体） - 活動回数：309回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：631,247人（H21比-16,187人-2.5%） - SKR：491,015人（H21比-4,445人-0.9%）
H23年度	・風景条例に基づく届け出件数：6件（H21比-13件） ・環境保全協定締結数：155件（H21比+20件） ・放置自転車撤去台数：274台（H21比-31台）	・まち美化活動登録団体数：82団体（H21比+40団体）（前年比+4団体） - 活動回数：359回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：609,748人（H21比-37,686人-5.8%） - SKR：491,697人（H21比-3,763人-0.8%）
H24年度	・風景条例に基づく届け出件数：6件（H21比-13件） ・環境保全協定締結数：158件（H21比+23件） ・放置自転車撤去台数：204台（H21比-101台）	・まち美化活動登録団体数：86団体（H21比+44団体）（前年比+4団体） - 活動回数：364回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：611,143人（H21比-36,291人-5.6%） - SKR：503,908人（H21比+8,448人+1.7%）
H25年度	・風景条例に基づく届け出件数：10件（H21比-9件） ・環境保全協定締結数：158件（H21比+23件） ・放置自転車撤去台数：221台（H21比-84台）	・まち美化活動登録団体数：88団体（H21比+46団体）（前年比+2団体） - 活動回数：338回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：614,212人（H21比-33,222人-5.1%） - SKR：495,011人（H21比-449人-0.1%）
H26年度	・風景条例に基づく届け出件数：1件（H21比-18件） ・環境保全協定締結数：158件（H21比+23件） ・放置自転車撤去台数：217台（H21比-88台）	・まち美化活動登録団体数：90団体（H21比+48団体）（前年比+2団体） - 活動回数：312回	・公共交通機関利用者数 - コミバス：622,569人（H21比-24,865人-3.8%） - SKR：450,798人（H21比-44,662人-9.0%）
備考	甲賀市景観条例（H24.4.1施行、H25改定）、景観基本計画（H25.1策定）により、景観の保全や創造を総合的かつ計画的に実施。また、H27.12には、屋外広告物条例を施行し、景観に配慮したまちづくりを進めている。 ※風景条例のうち、景観に係る部分を景観条例において規定。対象地域を市全域に拡大。	まち美化団体の登録数は目標に至っていないが、制度によらない自主的な清掃活動も多方面で実施されている。	・公共交通相互の乗り継ぎ時間がわかる総合的な時刻表（H22）や市内バス路線網を記載したマップ作成（H26）、フリー乗車券の販売など・公共交通利用促進に努めている。
判定	—		—

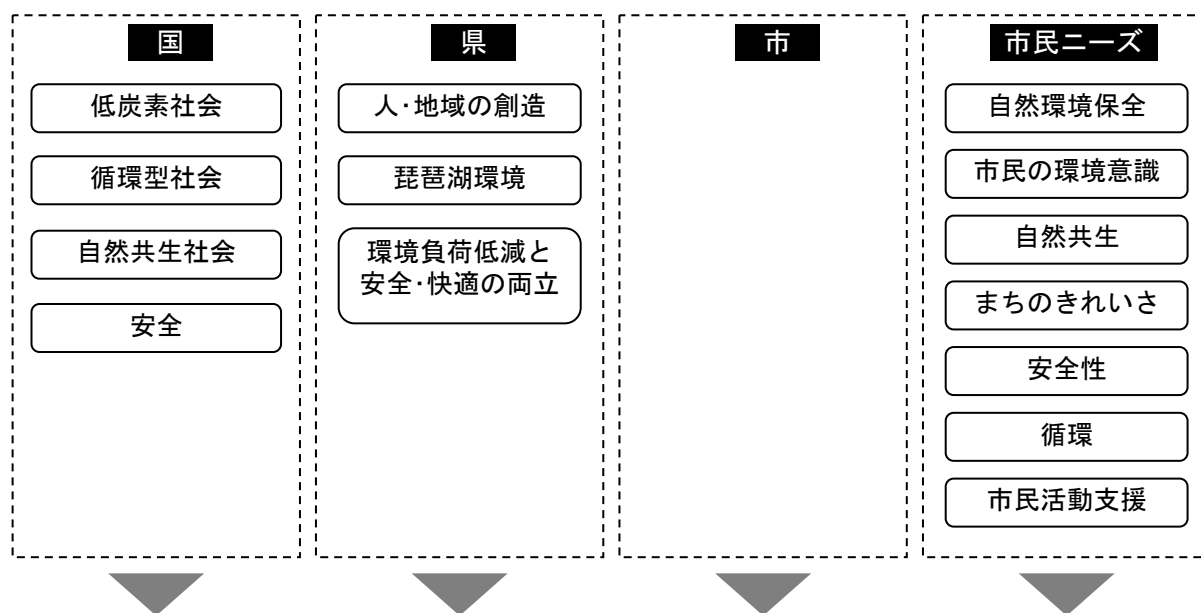
プロジェクト名	まち④ 企業力を発揮しよう	まち⑤ めざせ！！エコドライバー
目標・効果	事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減し、自主的に環境保全活動を行うことや、そのことを広く公開することで、地域の快適な環境の保護や、地球温暖化の防止を図る。	市民が、自動車から排出されるCO2による環境負荷について学び、環境に配慮した運転に心がける。 エコドライブを普及させ、環境にもひとにもやさしいドライバーになる。 ガソリンの消費を抑える乗り方の普及アイドリングストップの啓発を行う。 パークアンドライドの促進(駅前駐車場の利用促進)自転車の利用、歩くことの楽しさを知る。
評価基準及び目標	・規制基準の遵守率、環境保全協定締結件数、清掃活動回数、立ち入り調査実施回数	上手な自動車の利用に関するリーフレットを作成する
H21 年度	・環境保全協定締結数：135 件 ・まち美化清掃回数：233 回	—
H22 年度	・環境保全協定締結数：143 件 (H21 比 +8 件) ・まち美化清掃回数：309 回 (H21 比 +76 回)	—
H23 年度	・環境保全協定締結数：155 件 (H21 比 +20 件) ・まち美化清掃回数：359 回 (H21 比 +126 回)	—
H24 年度	・環境保全協定締結数：158 件 (H21 比 +23 件) ・まち美化清掃回数：364 回 (H21 比 +131 回)	—
H25 年度	・環境保全協定締結数：158 件 (H21 比 +23 件) ・まち美化清掃回数：338 回 (H21 比 +105 回)	—
H26 年度	・環境保全協定締結数：158 件 H21 比 +23 件) ・まち美化清掃回数：312 回 (H21 比 +79 回)	—
備考	新規立地企業や工場立入調査時に環境保全協定締結に向けた協議を実施している。 また、エコフェスタにおいて、市内企業に参加・出展いただき、環境啓発に努めていただいている。	市独自のリーフレット作成に至っていない。 また、エコドライブ講習を実施したが、参加者が少なく、H24以降は講習も実施していない。
判定	—	

プロジェクト名	資源① ごみは分けて資源にしよう！	資源② 台所からエネルギーを	資源③ 木質バイオマスを活用しよう
目標・効果	ごみの発生を抑制する工夫を市民や事業所にひろげると同時に、ごみと資源の適正な処理や利用方法を身につけることにより、ごみ発生量の削減につなげる。不法投棄監視員の活動は継続してされており、市民が監視力を高め、ポイ捨てをされない工夫をすることによってごみのないまちにつなげる。	廃食油を集めてBDF化(バイオディーゼル燃料化)し燃料にすることで焼却ごみの減少とエネルギー化の促進をはかる。廃食油からろうそくを作り、キャンドルナイトやイルミネーションとして生活のなかでの楽しみながらCO2削減につなげる。停電時の一時的な灯りにも活用できる。 生ごみを堆肥化することにより、可燃ごみを減らす。	新エネルギーの活用により、CO2 排出量の削減を図ることができ地球温暖化防止につながる。 また、市内にある森林の間伐材等の利用促進によって、地域の産業活性化や、森林整備による環境の保全と創造にもつながる。
評価基準 及び目標	・ごみ事典を配布する ・地域環境委員会において、毎年ごみの分別について説明する機会をもつ ・環境報告書にごみ発生量の推移を掲載する	・廃食油回収量・BDF 燃料の利活用量 ・生ごみ堆肥化事業の参加世帯数 (平成 28 年度に 20,000 世帯) ・キャンドル作り講座の開催回数	・公共施設への新エネルギーの導入実績
H21 年度	・ごみ事典の全戸配布 ・地域環境委員研修の実施 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定 ・環境報告書へのごみ発生量の掲載	・廃食油回収量 24,000ℓ ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,165 世帯	
H22 年度	・ごみ事典を転入者へ配布 ・地域環境委員研修の実施 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定 ・環境報告書へのごみ発生量の掲載	・廃食油回収量 24,550ℓ (H21 比 +550ℓ) ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,355 世帯 (H21 比 +190 世帯)	
H23 年度	・ごみ事典を転入者へ配布 ・地域環境委員研修の実施 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定 ・環境報告書へのごみ発生量の掲載	・廃食油回収量 24,630ℓ (H21 比 +630ℓ) ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,444 世帯 (H21 比 +279 世帯)	
H24 年度	・ごみ事典を転入者へ配布 ・地域環境委員研修の実施 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定	・廃食油回収量 24,570ℓ (H21 比 +570ℓ) ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,638 世帯 (H21 比 +473 世帯)	
H25 年度	・ごみ事典を転入者へ配布 * 地域環境委員の廃止 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定 ・甲賀市環境概要へのごみ発生量の掲載	・廃食油回収量 23,490ℓ (H21 比 -510ℓ) ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,752 世帯 (H21 比 +587 世帯)	
H26 年度	・ごみ事典を転入者へ配布 ・出前講座へのごみ分別講座メニュー設定 ・甲賀市環境概要へのごみ発生量の掲載	・廃食油回収量 24,150ℓ (H21 比 +150ℓ) ・生ごみ堆肥化参加世帯 8,809 世帯 (H21 比 +644 世帯)	
備考	H21.4 から廃プラスチック回収を進めている。 ごみ事典も多言語に翻訳し、ゴミの分別回収に努めている。	回収された廃食油は BDF に再資源化し、発電機燃料等に使用している。 生ごみ堆肥化参加数は目標に至らないが、より取組しやすいよう参加要件の見直しを行っている。	公民館等への再生可能エネルギー設備の導入補助(H25 年度～)を開始するとともに、協議会を設立(H26 年度～)し木質資源の活用を協議・検討している。 また、木質ではないが、水口中学校へ太陽光発電設備導入(H26)し、再生可能エネルギーの導入を進めている。
判定			

プロジェクト名	資源④ すてきな灯りをみつけよう	資源⑤ みんなで環境チェック
目標・効果	市民が、資源の大切さに興味をもち、環境に配慮した生活を送る。環境を守り創造するために行動する。電力消費量を抑え、CO ₂ の削減を図る。	広く市民が、環境に関心をもち、環境に配慮した生活を送ることができ、そのことが、CO ₂ 排出量の削減にもつながる。 また、計画し、実行し、確認し、次の行動につなげるとい、いわゆるPDCAの手法を取り入れることにより、環境意識を向上させながら取り組める。
評価基準及び目標	・平成24年度までにキャンドルナイトを年1回の行事とする	・現ISO どうか家庭編の見直し状況 ・こどもISO、ISO 高校生編の作成及び運用 ・甲賀市総合計画に示されている数値目標の達成
H21 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施	
H22 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施	
H23 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施	
H24 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施 	
H25 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施	
H26 年度	・キャンドルライトコンサートを市民団体等と協働で実施	
備考	廃食油を再利用したキャンドルを使用したキャンドルライトコンサートを開催し、ライトダウンとエコキャンドルのPRを行っている。	紙媒体にこだわらない手法の検討が必要と考えているが、実施には至っていない。 また、県の実施する「みるエコおうみ」との連携なども図ったが、参加者増加にはつながらず、制度自体の検討が必要と考える。
判定		

5. 甲賀市の環境特性

国・県の方向性や、第2次甲賀市総合計画における将来像や目標、市民等アンケートより抽出したキーワードを整理しました。



(1) 豊かな自然環境の保全「自然と共生できる社会」

キーワード：生物多様性、森林、農地、水環境、身近な緑地、水辺空間

(2) 快適な生活環境の保全「安心・快適に暮らすことができる社会」

キーワード：騒音、振動、大気、化学物質、緑化、景観、環境美化、悪臭

(3) 低炭素社会の推進（甲賀市地域新エネルギービジョン）「温室効果ガスが出ない社会」

キーワード：省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化

(4) 循環型社会の推進「環境負荷が少ない社会」

キーワード：ごみ排出抑制、再資源化、資源循環、不法投棄

(5) 環境と共生する行動の拡大「環境を考えて行動する社会」

キーワード：環境教育、環境保全活動、自然体験、環境保全視点での社会・経済活動

第3章 目指すべき甲賀市の環境

1. 目指すべき甲賀市の環境像

目指すべき甲賀市の環境像を次のように定めます。

先人から受け継ぐ豊かな自然とうるおいのある暮らしを
誇りを持って未来につなぐ 美しい甲賀

自然に学び、自然を生かし、自然とともに暮らした忍者の生活の知恵を受け継ぎ、自然と共生しながら、潤いのある豊かな自然を未来の世代につないでいく、甲賀流の環境まちづくりを目指します。

2. 環境像を実現するための基本方針

甲賀市の環境像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策を展開していきます。

◆ 其の一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

森林から里山、里地へとつながる豊かな自然環境は、国民の財産である琵琶湖の水源涵養、水質保全に重要な役割を果たすとともに、市民の暮らしにも多くの恵みをもたらしています。森林の多面的機能を保全し、里地・里山、農地、水辺など地域の自然環境を特徴づける動植物が生育できる美しい自然環境を人の手によって良好な状態に保全し、まちなかの水辺や緑を豊かにするとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの環境汚染の未然防止に努めつつ、安心・安全な生活環境の確保を図り、自然と共に快適に生活できるまちづくりを進めます。

◆ 其の二「地球環境への優しさが溢れるまち」 (甲賀市地域新エネルギービジョンを包括)

省エネルギー技術の導入や環境にやさしい生活スタイルへと見直すことでエネルギー効率を高めるとともに、市内に豊富に存在する木質バイオマスエネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの導入を進めます。また、4R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進によりごみの排出抑制を進め、低炭素・循環型のまちづくりを進めます。

◆ 其三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

環境教育や環境学習を充実し、環境意識の向上を図ることで、市民や事業者、行政が、それぞれの立場で環境を意識し、環境に配慮した行動ができるようにするとともに、それぞれがネットワークとして相互につながり、環境保全の視点がベースにあるまちづくりを進めます。

第4章 基本方針に基づく取り組み

目指すべき環境像の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、8年間で推進する施策を展開します。

その中で、最初の4年間で特に重点的に進めていくべき施策を重点プロジェクトとして定めます。

其の一



「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

- 森林・里山・農地の保全
 - ◆ 森林の整備・保全と活用【間伐の推進、森林病虫害防除、野生鳥獣被害防止、木の駅プロジェクトの推進など】
 - ◆ 農地の保全【農地美化推進・獣害対策・耕作放棄地対策など】
 - ◆ 農林水産業の振興【環境こだわり農産物の生産、地産地消の推進、食育推進、農村保全対策事業、都市農村交流など】
- 水環境の保全
 - ◆ 水辺環境の保全・活用【河川一斉清掃、河川公園維持管理・活用など】
 - ◆ 水質の保全【下水道、浄化槽の推進、森林整備、工場等排水対策、河川等水質調査など】
 - ◆ 節水の推進【節水対策の周知・啓発、雨水タンクの設置推進など】
- 生態系の保全
 - ◆ 甲賀市レッドリスト種の保全【希少種や絶滅危惧種の保全、レッドリスト改訂】
 - ◆ 有害鳥獣対策・外来種対策の推進【特定外来生物の駆除】
 - ◆ 自然保護【自然公園法にかかる規制、自然公園施設等管理】
- 快適な生活環境の確保
 - ◆ 公害の防止【大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・光害等対策、環境監視（水質調査・大気調査・騒音調査）など】
 - ◆ 緑化の促進【緑の募金、緑化推進事業（苗木の配布）など】
 - ◆ まちの美化の推進【不法投棄対策、空地・空家等の適正管理】
 - ◆ 景観形成【甲賀市景観計画や条例、また屋外広告物条例に基づく施策】





- 省エネルギー・エコライフの推進
 - ◆ 「クールチョイス（賢い選択）」の推進【各種事業での啓発を実施】
 - ◆ エコカーの普及・エコドライブの推進【充電インフラ整備推進など】
 - ◆ 公共交通の利用促進【フリー乗車券、駅前レンタサイクル・駅前駐車場・駐輪場整備（管理）、ICOCA 導入、草津線複線化に向けた取り組みなど】
 - ◆ 地産地消の促進【学校給食や飲食店での甲賀市産食材使用】
- 再生可能エネルギーの普及（甲賀市新エネルギービジョン）
 - ◆ 木質バイオマス、太陽光エネルギー、地中熱利用（新庁舎）、小水力発電の普及促進の普及【薪ストーブ、バイオマスボイラー等の導入推進、公共施設への導入など】
 - ◆ クリーンエネルギー自動車等の導入【電気自動車の導入、充電インフラ整備】
 - ◆ 新エネルギー普及促進【市民団体や民間事業者との連携、公共事業・公共施設での導入など】
 - ◆ 廃棄物エネルギーの推進【RPF（廃プラスチック由来燃料）製造・販売、焼却施設でのエネルギー活用検討】
- 4 R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進
 - ◆ 生ごみ堆肥化システムの更なる普及【未導入地域での新規導入呼びかけ、しくみの周知など】
 - ◆ ごみの減量とリサイクルの推進【分別の推進、レジ袋の削減、廃油の回収、食品ロス削減の啓発など】
 - ◆ 不法投棄の防止【監視、予防対策など】
 - ◆ ごみの適正処理【ごみ辞典、ごみカレンダー等による周知・啓発】





- 環境教育・学習の推進
 - ◆ 環境学習の充実【みなくち子どもの森事業、生涯学習事業など】
 - ◆ 学校での地域環境学習の実施【環境教育・環境野外活動、保護者への啓発など】
 - ◆ 環境リーダーの育成【区自治会・自治振興会等との連携など】
- 環境情報の発信
 - ◆ 広報媒体による情報提供【広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブックなど】
 - ◆ 環境イベントの開催【キャンドルライトコンサート、集客イベントや施設での啓発、講演会など】
 - ◆ 公共事業・公共施設での積極的な取り組み【4R の推進、省エネ推進、再生可能エネルギーの導入、省エネ設備の導入、エコカーの導入など】
 - ◆ 環境報告書の作成
- 多様な主体の連携・協働
 - ◆ 環境保全協定の締結
 - ◆ 市民団体、各種団体、事業所や県、近隣自治体との連携





重点プロジェクト

3つの基本方針をけん引するため、最初の4年間で特に重点的に進めていくべき3つの施策を重点プロジェクトと位置付け、推進していきます。

1. 木質エネルギーをはじめとする新エネルギーの普及推進

目標指標：導入割合（イベントアンケートで把握）

2. 生ごみ堆肥化システムの普及促進

目標指標：生ごみ堆肥化システム参加世帯

3. 『^{クール}COOL ^{チョイス}CHOICE』の推進

目標指標：COOL CHOICEの認知度（イベントアンケートで把握）



目標指標

基本方針に基づく取り組みの成果を把握するため、目標指標を定めます。

目標指標は、取り組みの成果を総合的にあらわすことができるものとし、以下の3つの指標とします。

	基準値 (H27)	目標値	
		(H31)	(H35)
温室効果ガス排出量	※H25 速報値		
ゴミの排出量		27,959 トン	
市民の自然環境に対する意識 (身近な自然の保全への満足度)	3.30		

第5章 計画を進めるために

1. 計画推進のしくみ

本計画の推進にあたって、市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に行動するとともに、適切に協働、連携しながら取り組みます。

(1) 市民の役割

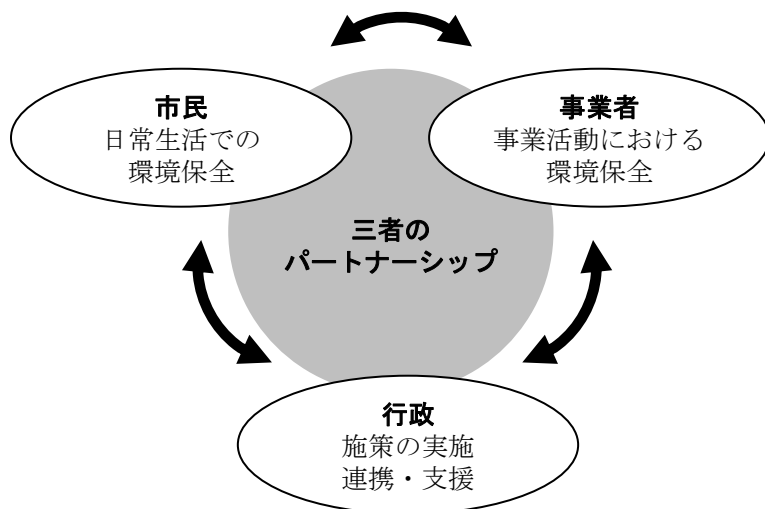
市民は、市の環境施策に協力するとともに、日常生活の中で、一人ひとりが環境を意識した行動を行うように心がけ、環境保全に取り組みます。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を心がけるとともに、市民や行政と協力し、環境保全活動を積極的に実施します。

(3) 行政（市）の役割

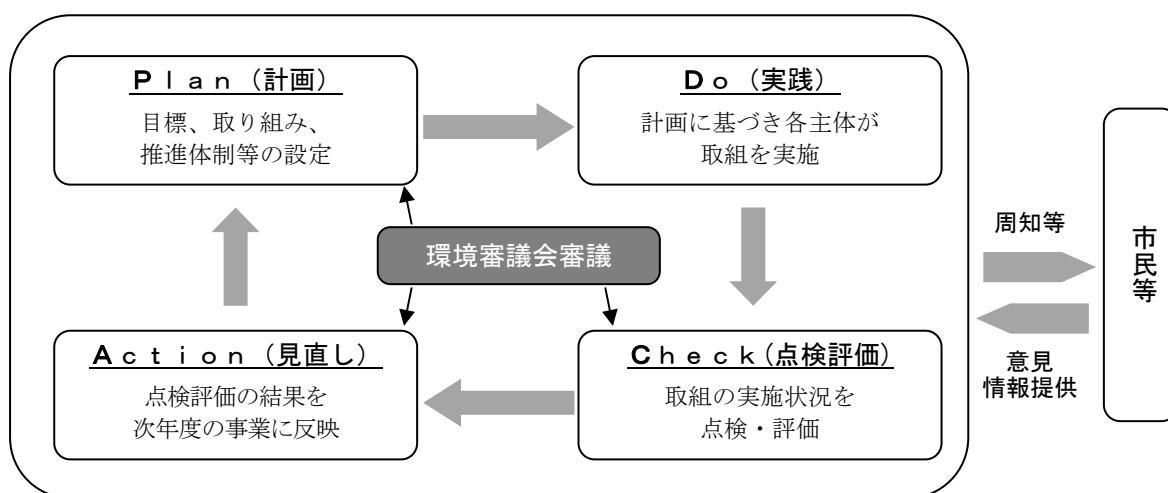
行政は、環境保全に関する施策を推進するとともに、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むことができるよう、支援と啓発に努めます。



2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、市民等からの意見を踏まえ、環境審議会でP D C Aサイクルによる進行管理を行います。結果は、市ホームページ等で広く周知します。

進捗については、毎年度実施する事業評価により実施状況の点検や評価を行うとともに、中間年において、市民意識調査等により目標指標の達成状況の把握を行います。



用語集

4 R

リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生と利用）に加え、リニューズ（Reuse（購入を）拒否する）の4つの英語の頭文字「R」をとって「4 R」という。国は3 R（リデュース、リユース、リサイクル）、県は2 R（リデュース、リユース）を推進している。

温室効果ガス

地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされている。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正により三フッ化窒素が追加され、7物質が温室効果ガスとして削減の対象となっている。

新エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

自然共生社会

「低炭素社会」、「循環型社会」とともに、「持続可能な社会」の一側面として定義される。生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することによって自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

持続可能

1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展（sustainable development）」という概念に基づく言葉。将来世代の必要（ニーズ）を損なわないように現代世の必要（ニーズ）を満たすこと考えられている。環境経済社会発展調和させ人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

循環型社会

「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに、「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への付加をできる限り少なくする社会。

小水力発電

一定の水量と水位差（有効落差）があれば発電可能な小規模な発電システムで、概ね出力10,000kW以下のもの。河川の流水だけでなく、上下水道や農業用水などに水車を設置することでも発電可能で、自然の生態系への影響も小さい。

水源涵養

降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という二つの働きのことで、河川や琵琶湖の推移を平準化する役割を持つ。

生物多様性

特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。日本では、平成7年（1995年）10月に、政府の生物多様性保全の取り組み指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定した。これまでに4回の改定が重ねられ、最近の「生物多様性国家戦略2012－2020」は平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締結国会議で採択された愛知目標の達成を目指している。

第三次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。平成15年に第一次計画、平成20年に第二次計画、平成25年に第三次計画が策定された。

地球温暖化

石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表面から放出された赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は界面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。

地産地消

地域生産・地域消費の略。地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

低炭素社会

「自然共生社会」、「循環型社会」とともに、「持続可能な社会」の一側面として定義される。温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

バイオマス

化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機性資源で、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーはCO₂の発生が少なく、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

木質バイオマス

バイオマスのうち、木や森林資源に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書である。1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されている。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、IUCN（国際自然保護連合）が発表している。日本では、環境省が独自のレッドデータブック及びレッドリストを作成しており、甲賀市でも2007年に県内市町で2番目に作成し、2012年には見直しを行っている。

クール・チョイス COOL CHOICE

平成42年度（2030年度）の温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。国民が一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけている。